

## 東日本大震災に係る避難者の府営住宅等への入居期間延長について

平成26年7月7日  
京都府災害支援対策本部  
電話 075-414-5615

京都府では、東日本大震災に係る避難者を府営住宅等において受け入れ、入居期間を入居日から4年間としていたところですが、東日本大震災から3年4ヶ月となる中、被災県からの依頼等を踏まえ、1年間の延長を行うこととしましたので、お知らせします。

- 1 入居期間延長等の内容 入居日から最長5年以内に延長（1年延長）
- 2 対象となる世帯・住宅 府営住宅、府職員住宅及び国家公務員宿舎（府借上）等に受入中の全世帯

※京都府では、災害発生直後から災害救助法指定市町村全域からの避難者（自主避難者を含む。）を受け入れています。

- 3 対象世帯数 120世帯 324人

（内訳）府営住宅 21世帯 49人、府職員住宅等 23世帯 62人、  
国家公務員宿舎 75世帯 211人、民間提供住宅 1世帯 2人

### <参 考>

被災県	今回の依頼内容	府の取扱	
			対象世帯数 ※（）内は、府独自措置分
岩手県	入居日から5年間 ※依頼は沿岸部等のみ	入居日から 5年間	1（1）
宮城県			12（7）
福島県	91（78）		
茨城県、栃木県 千葉県	16（16）		

※福島県については、平成28年3月までの延長依頼に関わらず、28年4月以降も引き続き受け入れる避難者の数  
福島県以外は、延長依頼のない地域からの自主避難者数

